

---

プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**  
項目 **「金融商品実務指針」の文案の検討**

---

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」（以下「金融商品実務指針」という。）の改正案（本文部分のみ）について、事務局がこれまでにを行った提案を反映した現時点における文案（HP では非公表）をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. 第 547 回企業会計基準委員会等<sup>1</sup>において聞かれた次の意見に対応し、IFRS 第 9 号「金融商品」におけるローン・コミットメントの範囲とより整合的になるように、貸出コミットメントについても「準ずる契約」に関する定めを設ける修正を行っている（第 57-7 項参照）。
  - (1) クレジットカード契約については、貸付であるという法的構成の他に、立替払契約である又は債権譲渡契約であるといった様々な法的構成が存在する。このため、クレジットカード契約を「当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及び貸出コミットメント」の定義に含める場合、現行の日本基準の定義のみで十分か疑義がある。
3. 具体的な文案（HP では非公表）は、本資料の次頁以降に記載しており、前回からの修正点を変更履歴でお示ししている。なお、吹き出しで説明がない部分は、エディトリアルな修正である。

### ディスカッション・ポイント

金融商品実務指針の改正案の文案（HP では非公表）について、ご意見を伺いたい。

以 上

---

<sup>1</sup> 第 547 回企業会計基準委員会（2025 年 5 月 21 日開催）及び第 238 回金融商品専門委員会（2025 年 5 月 15 日開催）を合わせて「第 547 回企業会計基準委員会等」という。